



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年12月12日火曜日 第1820号

◇ 目次 ◇

愛媛県税賦課徴収条例施行規則及び愛媛県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則.....1039

告 示

特約業者の指定の取消し.....1042
開発行為に関する工事の完了.....1042

規 則

○愛媛県規則第63号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則及び愛媛県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県税賦課徴収条例施行規則及び愛媛県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

（愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
第10号様式（第1条関係）				第10号様式（第1条関係）			
1 省略				1 省略			
2 （通知書兼不足金額等納額告知書）県民税（利子割、配当割及び株式等譲渡所得割分）及びゴルフ場利用税に係る分				2 （通知書兼不足金額等納額告知書）県民税（利子割、配当割及び株式等譲渡所得割分）及びゴルフ場利用税に係る分			
省略				省略			
不申告加算金		— 100		不申告加算金		— 100	
		— 100				— 100	
	計						
備考 省略				備考 省略			
3 （通知書兼不足税額等納額告知書）県たばこ税に係る分				3 （通知書兼不足税額等納額告知書）県たばこ税に係る分			
省略				省略			
不申告加算金		— 100		不申告加算金		— 100	
		— 100				— 100	
	計						
備考 省略				備考 省略			
4 （通知書兼不足金額等納額告知書）軽油引取税に係る分				4 （通知書兼不足金額等納額告知書）軽油引取税に係る分			
省略				省略			
不申告加算金		— 100		不申告加算金		— 100	
		— 100				— 100	
	計						

	計		
省略			

備考 省略

5 (通知書兼不足税額等納額告知書)自動車取得税に係る分

省略			
不申告加算金		— 100	
		— 100	
	計		
省略			

備考 省略

6 (加算金額決定通知書兼納額告知書)加算金額のみを決定した場合の分

省略			
不申告加算金		— 100	
		— 100	
	計		
省略			

備考 省略

7 (不申告加算金額決定通知書兼納額告知書)不申告加算金額のみを決定した場合の分

省略			
月分	円	— 100	円
		— 100	
	計		
~~~~~			
月分		— 100	
		— 100	
	計		
省略			

備考 省略

第11号様式(第1条関係)(県民税徴収取扱費算定資料報告書)

省略

省略			
決定	人	1人につき	円

省略			

備考 省略

5 (通知書兼不足税額等納額告知書)自動車取得税に係る分

省略			
不申告加算金		— 100	
省略			

備考 省略

6 (加算金額決定通知書兼納額告知書)加算金額のみを決定した場合の分

省略			
不申告加算金		— 100	
省略			

備考 省略

7 (不申告加算金額決定通知書兼納額告知書)不申告加算金額のみを決定した場合の分

省略			
月分	円	— 100	円
月分		— 100	
月分		— 100	
月分		— 100	
月分		— 100	
月分		— 100	
月分		— 100	
省略			

備考 省略

第11号様式(第1条関係)(県民税徴収取扱費算定資料報告書)

省略

省略			
納税通知書発付数	通		
特別徴収税額通知書交付数			
計		1通につき60円	円

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">納税義務者数</td> <td style="width:15%;">取消し</td> <td style="width:15%;">1人につき</td> <td style="width:15%;">円</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引き</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>過誤納還付金</td> <td>(件)</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">省略</td> </tr> <tr> <td>地方税法(昭和25年法律第226号)第321条に基づく納期前納付に対する報奨金</td> <td>(件)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当割等の還付等の額</td> <td>(件)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	納税義務者数	取消し	1人につき	円				差引き	/				過誤納還付金	(件)	円	円			省略						地方税法(昭和25年法律第226号)第321条に基づく納期前納付に対する報奨金	(件)					配当割等の還付等の額	(件)					合計						<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width:15%;">徴収金の払込済額</td> <td style="width:15%;">月</td> <td style="width:15%;"></td> <td rowspan="5" style="width:15%; text-align: center;">左のうちに延滞金額</td> <td style="width:15%;"></td> <td rowspan="5" style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">7 100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過誤納還付金</td> <td>(件)</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">省略</td> </tr> <tr> <td>地方税法(昭和25年法律第226号)第321条に基づく納期前納付に対する報奨金</td> <td>(件)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	徴収金の払込済額	月		左のうちに延滞金額			月			月			月			計		7 100		過誤納還付金	(件)	円				省略						地方税法(昭和25年法律第226号)第321条に基づく納期前納付に対する報奨金	(件)					合計					
納税義務者数	取消し	1人につき	円																																																																																			
	差引き	/																																																																																				
過誤納還付金	(件)	円	円																																																																																			
省略																																																																																						
地方税法(昭和25年法律第226号)第321条に基づく納期前納付に対する報奨金	(件)																																																																																					
配当割等の還付等の額	(件)																																																																																					
合計																																																																																						
徴収金の払込済額	月		左のうちに延滞金額																																																																																			
	月																																																																																					
	月																																																																																					
	月																																																																																					
	計			7 100																																																																																		
過誤納還付金	(件)	円																																																																																				
省略																																																																																						
地方税法(昭和25年法律第226号)第321条に基づく納期前納付に対する報奨金	(件)																																																																																					
合計																																																																																						

(愛媛県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県核燃料税条例施行規則(平成15年愛媛県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																								
<p>様式第2号(第2条関係)</p> <p>(その1)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width:20%;">不申告加算金</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%; text-align: center;">— <u>100</u></td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">— <u>100</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考 省略</td> </tr> <p>(その2)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width:20%;">不申告加算金</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%; text-align: center;">— <u>100</u></td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">— <u>100</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考 省略</td> </tr> </table></table>	省略				不申告加算金		— <u>100</u>			— <u>100</u>		計	/		省略				備考 省略				省略				不申告加算金		— <u>100</u>			— <u>100</u>		計	/		省略				備考 省略				<p>様式第2号(第2条関係)</p> <p>(その1)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width:20%;">不申告加算金</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%; text-align: center;">— <u>100</u></td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">— <u>100</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考 省略</td> </tr> <p>(その2)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width:20%;">不申告加算金</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%; text-align: center;">— <u>100</u></td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">— <u>100</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考 省略</td> </tr> </table></table>	省略				不申告加算金		— <u>100</u>			— <u>100</u>		計	/		省略				備考 省略				省略				不申告加算金		— <u>100</u>			— <u>100</u>		計	/		省略				備考 省略			
省略																																																																																									
不申告加算金		— <u>100</u>																																																																																							
		— <u>100</u>																																																																																							
	計	/																																																																																							
省略																																																																																									
備考 省略																																																																																									
省略																																																																																									
不申告加算金		— <u>100</u>																																																																																							
		— <u>100</u>																																																																																							
	計	/																																																																																							
省略																																																																																									
備考 省略																																																																																									
省略																																																																																									
不申告加算金		— <u>100</u>																																																																																							
		— <u>100</u>																																																																																							
	計	/																																																																																							
省略																																																																																									
備考 省略																																																																																									
省略																																																																																									
不申告加算金		— <u>100</u>																																																																																							
		— <u>100</u>																																																																																							
	計	/																																																																																							
省略																																																																																									
備考 省略																																																																																									

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県税賦課徴収条例施行規則第11号様式の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県税賦課徴収条例施行規則第10号様式及び第2条の規定による改正後の愛媛県核燃料税条例施行規則様式第2号の規定は、平成19年1月1日以後に県税の申告書又は納入申告書の提出期限が到来する県税に係る不申告加算金の通知書兼納額告知書について適用し、同日前にこれらの提出期限が到来した県税に係る不申告加算金の通知書兼納額告知書については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第11号様式の規定は、平成19年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る県民税徴収取扱費算定資料報告書から適用し、平成18年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る県民税徴収取扱費算定資料報告書については、なお従前の例による。

告 示

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1746号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成18年12月12日

氏名又は名称及び 代表者の氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年 月 日
第一石油株式会社 代表取締役 菊野 齊敏	八幡浜市沖新田1510番地	平成18年 11月30日

○愛媛県告示第1747号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
18松局建（開）第42号 平成18年12月1日	伊予郡松前町大字鶴吉字大町1008番1	伊予市下吾川504番地1 池 内 聰 一